

熊本県公報

第 1 1 0 3 6 号
平成 15 年 10 月 3 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 熊本県少年保護育成条例に基づく優良興行の推奨……………(交通安全・青少年課) 1
- 生活保護法による介護機関の指定……………(生活保護・援護課) 1
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 3
- 都市計画の変更……………(都市計画課) 4
- " "……………(") 4
- " "……………(") 4
- " "……………(") 5
- " "……………(") 5
- 指定痴呆対応型共同生活介護事業所の指定……………(介護保険課) 5

公 告

- 都市計画公聴会の開催……………(都市計画課) 5
- " "……………(") 6
- 男性警察官用冬活動服の調達に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課) 7
- 県営土地改良事業計画……………(農村計画課) 9
- 定款変更認可……………(") 9
- 捜査員現場作業服(冬服)の調達に係る一般競争入札の実施……………(管理調達課) 9

登 載 依 頼

- 平成15年4月13日執行の熊本県議会議員一般選挙に係る選挙運動費用収支報告書(第2回目)の要旨の公表……………(選挙管理委員会) 11
- 荒玉地区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の会議の開催……………(荒玉地区高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会) 16

告 示

熊本県告示第970号

熊本県少年保護育成条例(昭和46年熊本県条例第30号)第5条第1項の規定により少年に優良な興行として平成15年9月24日次のように推奨したので、同条第2項の規定により告示する。

平成15年10月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	推 奨 理 由
推奨映画	手紙(株式会社ビジュアルアート研究所)	少年を健全に育成するうえに有益である。

熊本県告示第971号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、介護機関を次のように指定した。

平成15年10月3日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔訪問介護〕

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
八代ケアサービス 八代市大手町 2-5-13	株式会社金橋商会 八代市大手町 2-5-13	平成15年8月4日
訪問介護ステーション太陽 八代市松江城町 3-13	有限会社太陽 八代市松江城町 3-13	平成15年9月1日